

裸の写真を自画撮りする行為は要注意！！

児童が自ら、裸の写真を「自画撮り」して、投稿するなどした場合、犯罪行為として検挙されることがあります！！

例：裸の写真を「自画撮り」してTwitterに投稿すると・・・

児童ポルノ公然陳列（児童買春・児童ポルノ禁止法 第7条第6項）
『5年以下の懲役』若しくは『500万円以下の罰金』となります！



軽はずみな投稿でも、取り返しがつかない結果になります。

事例：ネットの世界で認められなくて、つい・・・。

児童は「イイね！」欲しさでSNSに自分の裸の画像を投稿しました。その投稿を発見した警察は、投稿した児童を特定し、児童ポルノ法違反で検挙しました。

また、児童を取調べたところ、SNSで知り合った人から性被害に遭っていることが判明しました。



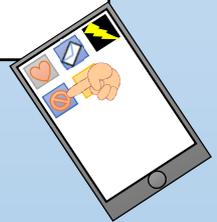
「加害者」にも「被害者」にもならないために、裸の写真の「自画撮り」行為はやめましょう！

インターネット起因による子供の性被害防止活動
しずおかポリス “ふじネット”

ふ

フィルタリングを利用する！

ネットには、危険な情報が一杯あります。
フィルタリングは、危険な情報から子供を守ります。



じ

自画撮りをしない！送らない！

自分の顔写真や裸の写真をスマホで送ると、ネット上から削除することは困難です。
絶対にダメです。

ネット

ネットで知り合った人と会わない！

ネットでは、多くの人と知り合えますが、犯罪をしようと考えている人もいます。
ネットで知り合った人と会うのは危険です。

静岡県警察